

事 務 連 絡  
令和3年2月16日

各都道府県消防防災主管部（局） 御中

消防庁救急企画室

新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組への  
対応について（依頼）

消防機関における新型コロナウイルス感染症への対応については、これまで「新型コロナウイルス感染症に係る消防機関における対応について」（令和2年2月4日付け消防消第26号消防庁消防・救急課長、消防救第32号消防庁救急企画室長通知、令和2年5月13日一部改正）等により、的確な対応をお願いしているところです。

こうした中、今般、厚生労働省より、全国の都道府県衛生主管部（局）等あて「新型コロナウイルス感染症の医療提供体制の整備に向けた一層の取組の推進について」（令和3年2月16日付け厚生労働省新型コロナウイルス感染症対策推進本部事務連絡）（別添参照。以下「2月16日付け厚生労働省事務連絡」という。）が発出され、これまで進めてきた医療提供体制の整備に当たっての考え方や取組等が改めて整理されました。

つきましては、貴部（局）においては、これまでも地域における搬送体制の確保のため、全力で取り組んでいただいているところですが、医療提供体制の一層の整備に向けて地域の医療資源を最大限活用する観点から、病床の効率的な運用を図るための取組について、2月16日付け厚生労働省事務連絡の下記の内容に十分に御留意の上、貴都道府県衛生主管部（局）等の関係者と広く連携して必要な対応に努めていただきますようお願いいたします。また、貴都道府県内市町村（消防の事務を処理する一部事務組合等を含む。）に対して、この旨を周知されますようお願いいたします。

## 記

- 1 2月16日付け厚生労働省事務連絡における消防機関に関わる主な記載（抜粋）
  - (1) 「1. 新型コロナ患者受け入れ医療機関の役割分担の明確化」中「(1) 重症患者用病床」部分
    - 都道府県は消防法（昭和23年法律第186号）第35条の5の規定に基づき、消防機関による救急業務としての傷病者の搬送及び医療機関による当該傷病者の受入れの迅速かつ適切な実施を図るために「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」を策定することとされている。（P. 3、20行目）
    - それを踏まえ、重症患者用病床と当該病床を持つ医療機関に救急搬送される患者の重症度のミスマッチを減らし、当該病床の効率的な運用を

行うために、都道府県は「傷病者の搬送及び受入れの実施に関する基準」の内容や運用状況等について、直近の地域の重症患者用病床の状況等を踏まえて点検を行い、必要に応じて、当該基準の運用の見直しや、別途新たに新型コロナウイルス感染症を疑う症状を有する傷病者用の基準を策定するなど、貴部（局）や消防防災主管部（局）をはじめ、関係者と広く連携して、必要な対応を検討すること。（P. 3、24行目）

(2) 「2. 地域の実情に適した転院搬送の仕組みの検討」中「(2) 転院患者の移送」部分

- 新型コロナウイルス感染症患者の転院は、保健所が感染症の予防及び感染症患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づき行う移送業務となるが、保健所業務が逼迫している等の観点から、これまでも「新型コロナウイルス感染症患者等の移送及び搬送について」（令和 2 年 5 月 27 日付け事務連絡。）などで、例えば消防機関と事前に協定等を結んだ上で移送を委託すること等について示している。（P. 14、2 行目）
- また、上記の新型コロナウイルス感染症患者等における移送・搬送に係る費用等の整理を別紙 3 にまとめているので適宜参考とされたい。（P. 14、27 行目）

以上

**【問合せ先】**

連絡先 消防庁救急企画室

担 当 小塩専門官、伊藤理事官、増田係長

TEL : 03-5253-7529

FAX : 03-5253-7532

E-mail : [kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp](mailto:kyukyukikaku-kyukyurenkei@soumu.go.jp)